

# ガスセキュリティの強化に向けた 課題と今後の取組の方向性

平成26年5月  
資源エネルギー庁

# 我が国のガスセキュリティについて

○我が国としては、上流開発からロジスティックス等を含め、サプライチェーン全体を俯瞰する中で想定されるリスクを洗いだし、供給源や流通経路の多角化、国産資源の開発に加え、柔軟なガス市場の促進など、資源の安定的かつ低廉な調達に向けた取組を発展させていく。

○5月7日に開催されたG7エネルギー大臣会合においても、同様の方向性を確認。(参考1)

想定されるリスク	対応の方向性(※3/28の分科会からの新たな動向を赤字で追記)
<p>1. 上流分野</p> <p>(1) 資源供給量減少・途絶リスク</p> <p>(2) 技術面を含め新しいフロンティアへの対応</p>	<p>1. 上流分野</p> <p>(1) 新たな資源供給先を含めた供給源の多角化・分散化の推進【参考2、参考3】            ※パプアニューギニアからLNGを新たに供給開始</p> <p>(2) 非在来型資源開発やFLNG、国産資源開発等の積極的な推進【参考4】            ※本年4月から平成26年度分の表層型メタンハイドレート            の調査を開始。本年度は初めて地質サンプルを取得予定。 等</p>
<p>2. 調達・物流リスク</p> <p>(1) チョークポイントの存在</p> <p>(2) 資源調達における弾力的な対応 (緊急時への備え)</p>	<p>2. 調達・物流リスク</p> <p>(1) 供給源や資源輸送の多角化の推進            ※重要航路(パナマ運河等)の多角化に向けた取組を推進            すべく、国交省等の関係省庁との連携を強化</p> <p>(2) 国内外の新しい共同調達等による資源調達の柔軟性の向上            ※G7エネルギー大臣会合において、「仕向地条項の緩和            や、生産者と消費者の対話等を通じた、柔軟なガス市場            の更なる促進」が具体的に盛り込まれた。【参考5】 等</p>

# (参考1) G7エネルギー大臣会合の共同声明

- ◆5月5日～6日、G7エネルギー大臣会合がローマで開催。エネルギー安全保障の向上に向けて、①柔軟、透明、競争的なエネルギー市場の開発、②エネルギー源の多様化、供給源の多角化、国産エネルギー源の開発などの中核的原則を含む共同声明に合意(ローマG7エネルギーイニシアティブ)。
- ◆ガス市場については、「仕向地条項の緩和を含む天然ガス市場の柔軟化を促進」が具体的に盛り込まれている。

## (中核的原則)

- ・ガス市場を含む、柔軟、透明、競争的なエネルギー市場の開発
- ・燃料、エネルギー源及び流通経路の多様化、及び国産資源の開発によるエネルギー供給の推奨
- ・永続的なエネルギー安全保障への重要な貢献として温室効果ガス排出を削減し低炭素社会への移行を促進する



## (長期的取組) エネルギー構成の多様性確保

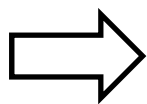
- ①化石燃料が引き続きエネルギー構成に重要な要素であることの確認
- ②再生可能エネルギー、原子力及びCCS等、低炭素技術の利用促進

## (中期的取組) 化石燃料の供給源の多角化

- ①より統合されたLNG市場の促進に向けて、新たな供給源や、LNGターミナル等の開発推進
- ②南回廊を含む、新しい供給ルートの開拓
- ③仕向地条項の緩和や、生産者と消費者の対話等を通じた、柔軟なガス市場の促進
- ④非在来型資源などの安全で持続可能な開発

## (緊急に実施する対策)

- ◆G7諸国は、ECによる2014年～15年冬の地域レベルの共同のエネルギー緊急次計画の開発努力を補完
- ◆IEAに対して、ECと密接に協力し、ガス安全保障の向上に向けた選択肢を6ヶ月以内に提示することを要請
- ◆G7諸国は、国際機関と協力し、国産の炭化水素資源や再生可能エネルギーの開発、エネルギー効率の向上を求めるウクライナや他のヨーロッパ諸国に対し、民間企業の活用を含む技術的な支援を実施



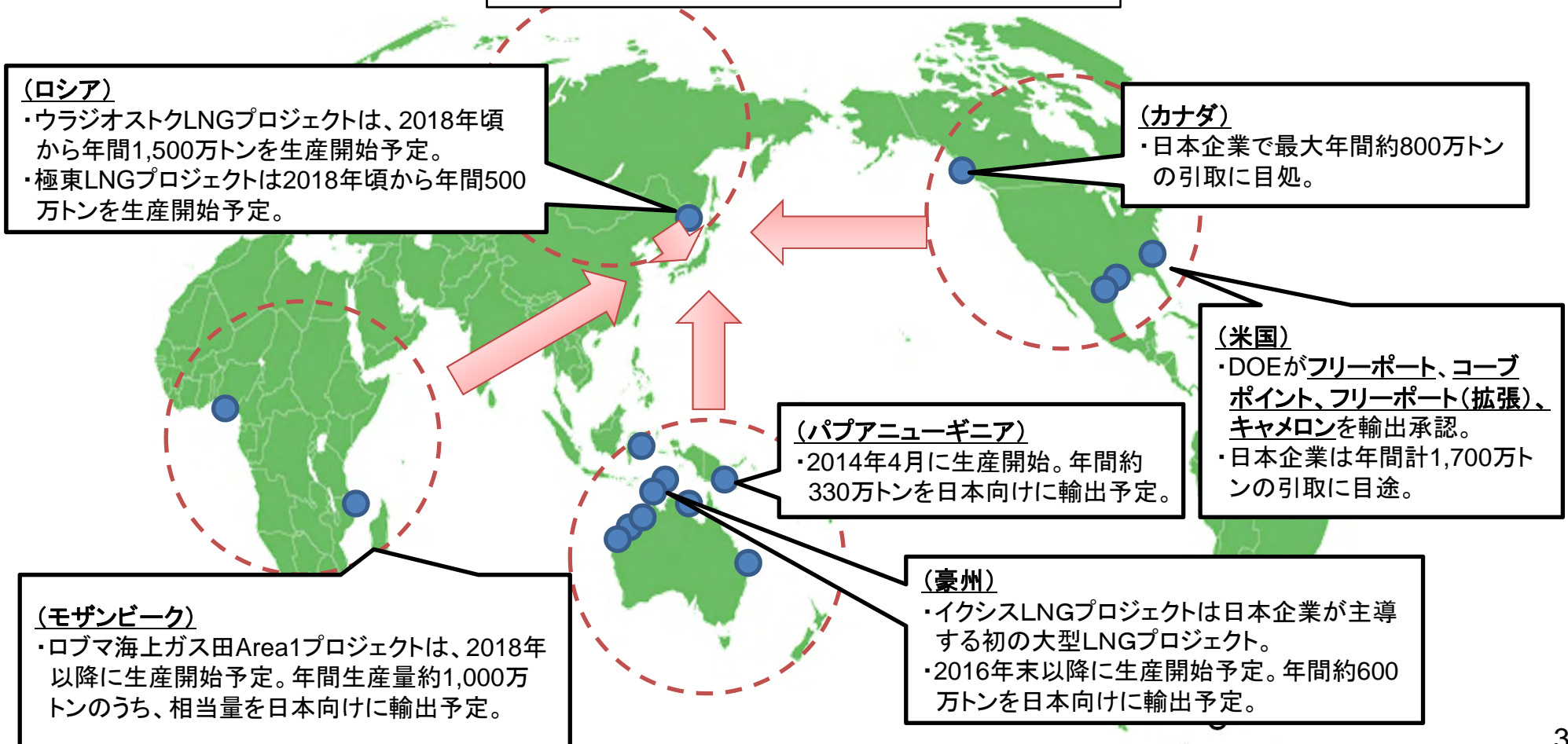
今後、ワーキンググループを設置し、ローマG7エネルギーイニシアティブの包括的な発展と、6ヶ月以内のエネルギー大臣への報告を実施する。

(共同声明のURL : <http://www.meti.go.jp/press/2014/05/20140508001/20140508001-3.pdf>)

## (参考2) 供給源の多角化の推進

- 日本企業の上流開発への参画支援を行うことによって、カタール、豪州等の既存供給者と、米国、カナダ、ロシア、東アフリカ等の新規供給者との競争を促進する。
- 近日中に、パプアニューギニアから初めてLNGの供給が開始される見込み。

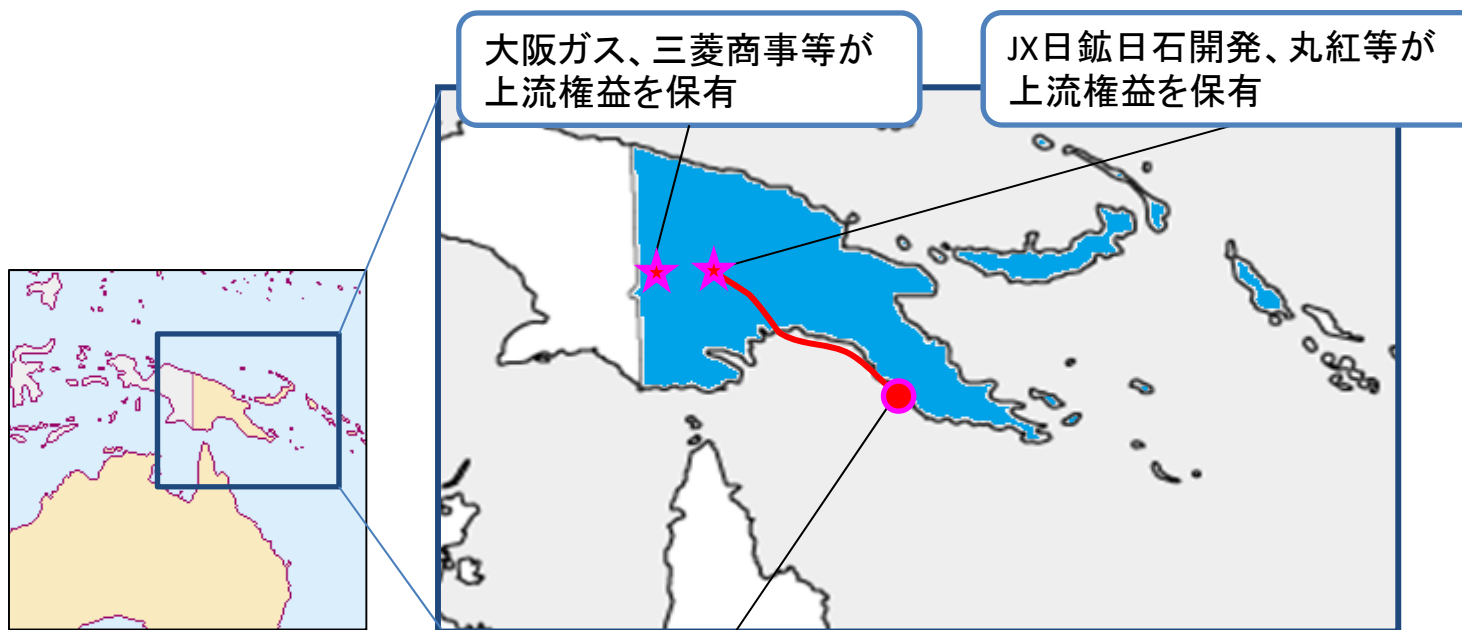
### 日本企業が関与するLNGプロジェクト



## (参考3) LNGの新しい供給源 (パプアニューギニア)

○パプアニューギニア初のLNGプロジェクトが2014年4月に生産開始。LNGの生産規模は、年間約690万トンであり、そのうち約330万トンを日本に輸出予定。

○日本企業は、複数の陸上鉱区にて新規ガス田の開発に参画しており、LNGプロジェクトにも参画。



### ● パプアニューギニアLNGプロジェクト

参加企業：エクソン・モービル(オペレーター)、オイルサーチ、JX日鉱日石開発、丸紅、PNG政府系企業等

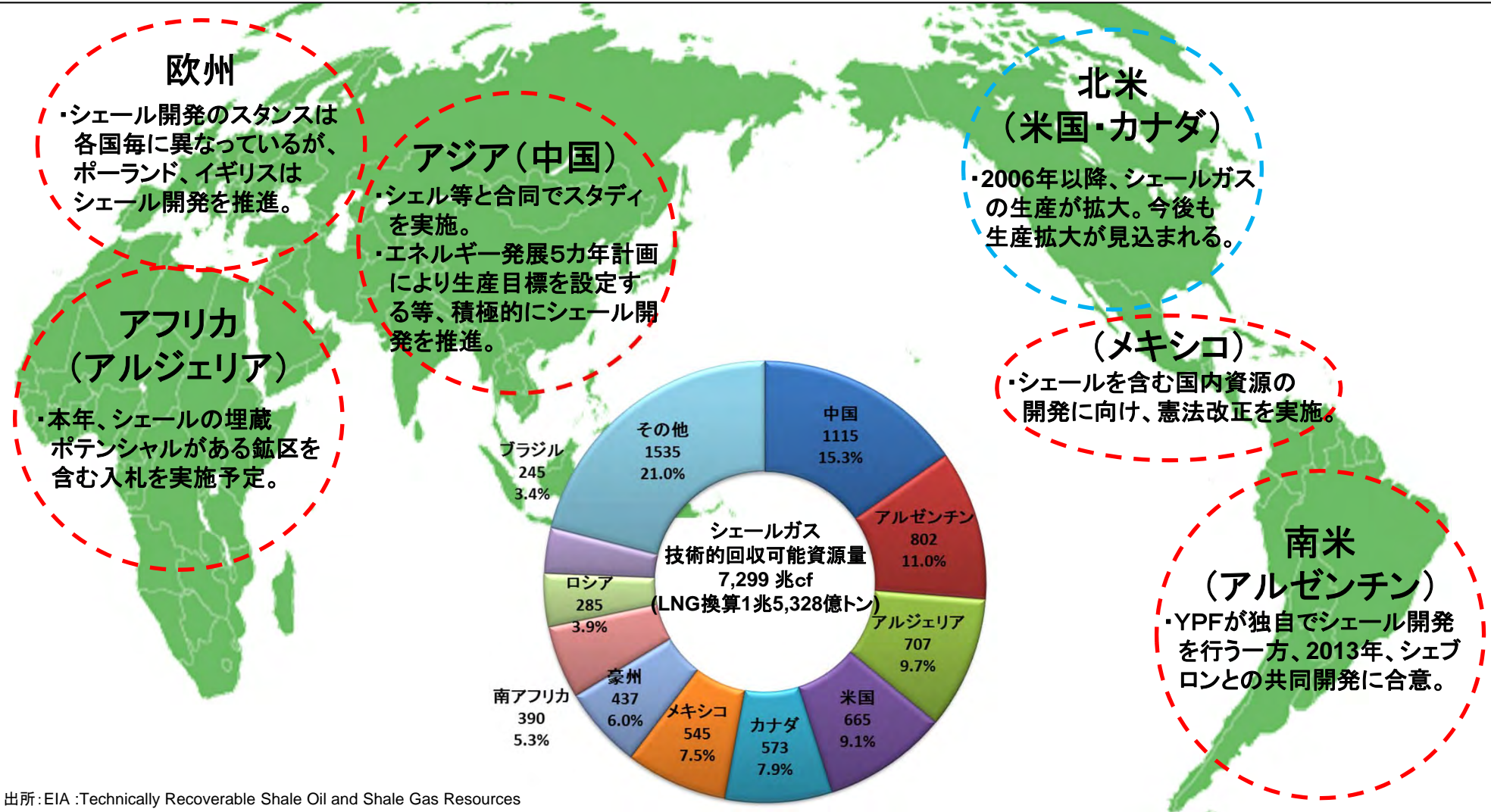
生産規模：690万トン/年

生産開始：2014年4月

販売先：東京電力180万トン、大阪ガス150万トン、Sinopec(中)200万トン、CPC(台)120万トン

## (参考4) シェール開発に向けた取組について

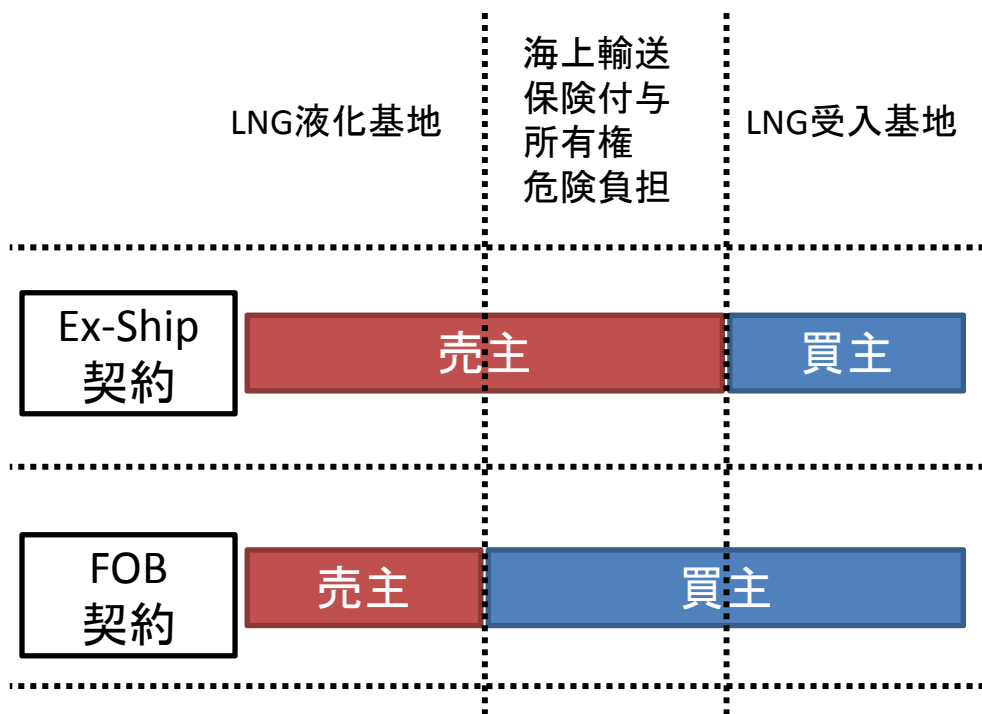
- 現在、シェールガスの商業生産は北米のみで行われているが、欧州、南米、中国等で開発に向けた動き。我が国としても新しいフロンティア開拓による供給源の多角化を視野に入れた取組が必要。
- ローマG7エネルギーイニシアティブでは、「在来型及び非在来型の石油・天然ガス資源の安全かつ持続可能な開発を通じて、エネルギー安全保障と経済成長の強化のための機会を得る」旨、明記。



# (参考5) 我が国のLNG調達における仕向地条項の状況

◆ローマG7エネルギーイニシアティブでは、「仕向地条項の緩和や、生産者と消費者の対話等を通じた、柔軟なガス市場の更なる促進」が具体的に盛り込まれている。

## LNG売買契約における受入条件について



## 仕向地条項の類型

- 国内外を含め、完全に仕向地が自由な契約
- 海外向けにも仕向地の変更が可能な契約
- 国内の他事業者の港湾にも仕向地の変更が可能な契約
- 仕向地の変更に、売主の同意が不要
- 売主の同意の下で、一定の仕向地変更が可能な契約
- 同一事業者の港湾に仕向地が限定されている契約
- 一つの港湾が仕向地として限定されている契約

※Ex-ship契約では買主の受入基地までの海上輸送・保険付与は売主が行い、その間の所有権・危険負担は売主が負う。一方、FOB契約では出荷時に所有権・危険負担が買主に移転し、海上輸送・保険付与も買主が行う。